

# 和泉市例規等審査委員会

令和8年1月28日（水）午前10時00分から  
庁議室

## 1 審査案件

### (1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

[市長公室人事課]

消防組織法に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事する職員について、その業務の危険性、困難性等及び他団体と共に部隊を構成して活動するという勤務体系の特殊性から他団体との整合性を図る必要があることに鑑み、緊急消防援助隊手当を新設する必要がある

### (2) 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[市長公室人事課]

特別職の職員に支給する給料について、昨今の社会情勢及び和泉市特別職報酬等審議会の審議内容を勘案し、職責に応じた額に増額改定する必要がある。

### (3) 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

[市長公室人事課]

市議会議員に支給する議員報酬について、昨今の社会情勢及び和泉市特別職報酬等審議会の審議内容を勘案し、職責に応じた額に増額改定する必要がある。

### (4) 和泉市都市公園条例の一部を改正する条例

[都市デザイン部都市整備室]

飲食施設等の開設に伴い来園者の増加が見込まれる黒鳥山公園の駐車場について、利便性向上を図るため特別期間における料金加算の方法を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

### (5) 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

[上下水道部水道施設室]

水道の臨時使用の場合の予納金について、納付制度の運用状況等に鑑み、申請者等の負担軽減を図るため廃止する必要がある。

## 2 報告案件

### (1) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

[市長公室政策企画室]

和泉市一般廃棄物処理基本計画と和泉市生活排水対策推進計画の統合に伴い、和泉市ごみ減量等推進審議会において一体的な調査審議を行うため、和泉市生活排水対策推進協議会を廃止するとともに、本市が推進すべき施策に関する調査審議を行うため、和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会及び和泉市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会を新たに設置する必要がある。

(2) <パブコメ後>和泉市環境未来共創金条例

[環境産業部環境政策室]

市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者からの納付金をもって、本市の環境政策をより一層推進させることにより、持続可能なまちづくりの実現を図る必要がある。

(3) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[市民生活部保険年金室]

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、現行の国民健康保険料とあわせて賦課・徴収する子ども・子育て支援納付金に関する規定を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

(4) 和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例

[市長公室政策企画室]

こどもの健やかな成長・発達を保障し、より安心して子育てしやすい環境を整えるため、保育に関する事務を教育委員会事務局から市長部局へ移管する必要がある。

(5) 和泉市行政手続条例の一部を改正する条例

[総務部総務管財室]

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、公示送達をデジタル化するための規定を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要がある。

(6) <パブコメ後>和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

[環境産業部環境政策室]

市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより、適正なリサイクルの推進を図る必要がある。

(7) 和泉市手数料条例の一部を改正する条例

[都市デザイン部建築住宅室]

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

(8) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[消防本部総務課]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

(9) 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例

[消防本部予防課]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備についての基準を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

(10) 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

[子育て健康部子育て支援室]

子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等支援給付費の支給に係る特定乳児等通園支援事業の適正な運営を確保するため、内閣府令で定める基準を踏まえて、条例で基準を定める必要がある。

(11) 和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例

[教育・こども部こども未来室]

「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するとともに、乳児等通園支援事業が開始することに伴い、当該事業の実施に係る使用料を規定する必要がある。